

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

公用車の自動車任意保険 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 9 年 12 月 12 日まで

なお、保険期間は、令和 8 年 12 月 12 日午後 4 時から令和 9 年 12 月 12 日午後 4 時までとする。

(4) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うものであること。

イ 契約にあたっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の損害保険に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 3 条第 1 項の規定による損害保険業の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けている者であること。

(6) 鳥取県内に 2 箇所以上の事故処理の拠点を有し、かつ、この調達に係る任意保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応できる体制を備えている者であること。

(7) 入札説明書別添公用車の自動車任意保険仕様書（以下「仕様書」という。）の 5 の（1）イ及びウに掲げる保険金額と同等以上の保険金額の保険（共済）商品を提供できる者であること。

(8) 仕様書の 5 の（2）ウに掲げる特約と同等の保険（共済）商品を提供できる者であること。

(9) 仕様書の 5 の（2）エに掲げるサービスを付帯した保険（共済）商品を提供できる者であること。

(10) 仕様書の 6 に掲げる支援等を行うことができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年9月30日(水)から同年10月14日(水)までの間にインターネットの鳥取県総務部総合事務センターのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/273915.htm>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年9月30日(水)から同年10月14日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵送による入札

認めない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年10月21日(水) 午前10時 即時開札

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階 第12会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書(様式第3号)は、件名、入札者名を記入し「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して、提出すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和8年10月14日(水)正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づい

て作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。